

保護者の皆様

泉佐野市子育て支援課

**新型コロナウイルス感染症の5類以降に伴う認定こども園・保育園等における今後の対応について
(お知らせ)**

平素、本市の教育・保育行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
新型コロナウイルス感染症については、5月8日から感染症法上の位置づけが5類感染症に変更され、それに伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく基本的対処方針や業種別ガイドラインが廃止されます。

つきましては、日常における基本的な感染対策については、主体的な選択を尊重し、個人や事業者の判断に委ねることが基本となるため、下記の通りの取扱いといたしますので、ご理解ご協力をお願いします。

記

1 時期 令和5年5月8日以降

2 内容

		5月7日まで	5月8日から
外出自粛要請・待機期間	陽性者(園児)	7日間 (※有症状の場合は、かつ症状が軽快して24時間が経過するまで)	【園への出席停止】 5日間 (かつ症状が軽快して24時間が経過するまで) (※学校保健安全法施行規則改正を予定しています。) 法律に基づく外出自粛は求められません。外出の自粛は、個人の判断に委ねられます
	陽性者(保護者)	7日間 (※有症状の場合は、かつ症状が軽快して24時間が経過するまで)	法律に基づく外出自粛は求められません。外出の自粛は、個人の判断に委ねられます 【外出自粛推奨期間】 発症日を0日目として5日間かつ症状が軽快して24時間が経過するまで(※期間中に外出する場合は、マスク着用等を徹底してください)
	濃厚接触者	5日間	「濃厚接触者」の特定をしないため、 法律に基づく外出自粛は求められません
マスクの着用	園児	マスクの着用は求めません (※事情により、マスク着用を希望する園児に対しては、マスクを外すよう強いことがないよう配慮します)	
	保護者	マスクの着用は個人の判断に委ねます。(※集団発生時の感染対策のため、施設が園職員及び保護者に対してマスクの着用を求めることは許容されています)	
	職員		
臨時休園(クラス閉鎖)	登園自粛の要請は行いませんが、臨時休園(クラス閉鎖)を実施する場合があります	園内でクラスターが発生した場合も原則、登園自粛の要請、臨時休園(クラス閉鎖)を実施しません	

【問合せ先】泉佐野市 子育て支援課 保育係 電話 072-463-1212 (内線 2381~2383)